

食育推進基本計画検討会の開催状況について

食育推進基本計画の作成スケジュール（案）

年月日	検討会	意見募集等
9月中旬～ 10月中旬		・国民からの意見募集の開始 ・地方での意見交換会の開催
10月19日	・第1回検討会	
11月24日	・第2回検討会 (論点整理メモに基づく自由討議等)	
12月8日	・第3回検討会 (基本計画の構成及び盛り込むべき事項の検討等)	
18年1月19日	・第4回検討会 (基本計画案の検討)	
2月20日	・第5回検討会 (基本計画案のとりまとめ)	
2月～3月		・パブリックコメント手続き
3月末	・食育推進会議 (基本計画の決定)	

食育推進基本計画（案）

< 食品安全委員会関係部分抜粋 >

はじめに

1. 食をめぐる現状

一方、食そのものや食を取り巻く環境の観点からみると、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生によってその安全性に対する国民の関心が高まっており、食品の安全性の確保と国民の理解の増進を図る必要がある。

2. これまでの取組と今後の展開

この食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本法に基づいて策定するものであり、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）の基本となるものである。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあるため、食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、それゆえに国民の関心も高まっている。

国民が安心して健全な食生活を実践できるようにするためには、まず、

食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期すべきことが必要である。同時に、過去には食品の安全性への信頼を低下させる事案が発生していることもあり、食品を消費する立場にある者においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自ら食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。

このため、食育の推進に当たっては、国際的な連携を図りつつ、食品の安全性やこれを確保するための諸制度等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、国や地方公共団体、関係団体や関係事業者、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるものとする。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

基本法は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的としており、その取組は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解等の基本理念の下に推進されるものである。

このような考え方に則り食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、基本計画においては、食育の推進に当たっての定量的な目標値を設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

ただし、あくまでも食育は、既に述べたような目的や基本理念に則って行われるべきものであり、地域の実態や特性等への配慮がないまま安

易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要がある。

2. 食育の推進に当たっての目標値

(8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられる。このため、食品の安全な取扱い方や食品の選び方等食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに現状値の % (P) 以上増加することを目指す。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 現状と今後の方向性

昨今、マスメディア等を通じて食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況も見受けられる。

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要であり、そのためには、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。このため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2) 取り組むべき施策

国民の適切な食生活の選択に資するとともに、食育の全般的な推進に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はそ

の推進に努める。

（リスクコミュニケーションの充実）

食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるとともに、食育の推進を図るため、国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

また、我が国では、食品安全分野のリスクコミュニケーションの歴史が浅く、未だ十分確立されたものとなっていないことから、海外の事例や我が国の食品以外の分野での取組等を踏まえつつ検討を進め、より適切かつ効果的な手法を開発する。

（食品の安全性や栄養等に関する情報提供）

食品の安全性に関する様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて国民にわかりやすい形で情報を提供するとともに、地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。